原判決を左の通り変更する。 大阪地方裁判所が同庁昭和三七年(ヨ)第二二八八号仮処分事件につき 同年九月六日に発した仮処分命令は、そのうち被控訴人Aの被控訴会社の代表取締 役及び取締役としての職務執行を停止し、右の代行者として弁護士色川幸太郎を選 任する部分は、これを認可し、臨時株主総会開催を禁止する部分は、これを取消 す。

右取消部分に対する控訴人等の仮処分申請は、これを却下する。 訴訟費用は第一、二審ともこれを三分し、その一を控訴人等、その余を の負担とする。 本判決は仮りに執行することができる。 被控訴人等の負担とする。

控訴代理人は「原判決を取消す。本件につき大阪地方裁判所が昭和三七年九月六 日に為した仮処分決定はこれを認可する。訴訟費用は第一、二審とも被控訴人等の 負担とする。「との判決を求め、被控訴代理人は「本件控訴を棄却する。控訴費用 は控訴人等の負担とする。」との判決を求めた。 当事者双方の事実上の主張は、

控訴代理人において、

本件定時総会は、単に取締役の法定最低数を確保することのみを目的とし た総会ではなく、会社の健全な運営のための根本方針を決するための定時総会なの であつて、定款の定める三名以上七名以下の範囲内において実際上何名の取締役を 置くかは、右の法定最低数の確保とは別に、専ら会社の業務遂行上の必要を考慮して、総会自体がこれを決すべきところである。尤も総会は事実上は取締役会が議案として提出したもののみを審議せざるを得ないから、本件の場合は、取締役会にお いて、善良な管理者の注意により、会社の業務遂行上の必要を考慮した上で、総会 において選任すべき取締役の員数を決定し、これを議案とすべきであつた。そして 被控訴会社においては、昭和三一年七月三一日以来本件総会の直前まで、昭和三六 年三月三〇日の控訴人Bの辞任による後任補充までの二七日間を除いては、取締役 は常に五名であつたから、被控訴会社の業務遂行上の必要を考慮すれば、取締役は 五名が最適とされて来たのであつて、本件の場合、特に減員すべき事由がなかつた ことが明白である以上、取締役会は現任者の員数即ち三名の選任の議案を提出する ことが、その注意義務に副う所以であつたのに拘らず、被控訴人A、訴外C、D等 が、専ら控訴人等の累積投票の請求を回避する目的のみから、ことさら法定最低数 なる要件を楯に取つて、極めて異例の総会手続に出たもので右は取締役としての注 意義務に反することは勿論、さらに多数株主権の濫用であつて、累積投票制度を定 める商法第二五六条の三、同条の四に反する違法行為である。この点において、本 件総会の招集手続及び議決の方法は、共に、商法第二五四条の二、二五六条の三、 同条の四、一条(民法一条三項)に反し、仮りに右法令違反でないとしても、著し く不公正なものである。

二、 被控訴会社の取締役会は、現に、会社の業務遂行のためには少くとも四名の取締役を必要を認めて、さしあたり二名を選任することを決定していたのであるから、本件総会において同時に右二名を選任すべき議案を提出することが可能であ つたにも拘らず、取締役会は、専ら控訴人等の累積投票の請求を回避する目的で、 ことさらに右二名を各別に、各別の総会で一名宛選任する議案に分けたものであつ て、右は累積投票制度の趣旨を全く没却する脱法行為である。控訴人等の累積投票請求権は、奪うべからざる少数株主権として法認されているものであるから、本件 総会の招集手続及び決議方法は共に前記法条違反、又は著しく不公正なものであ る。

本件総会の招集手続は、手続自体を抽象的に見れば違法といえないとして 招集手続が不法目的からなされ、しかも右不法目的が招集通知自体に表示され ている。そして、商法第二四七条にいわゆる決議方法とは必ずしも表決方法のみに 限らず、議案の提出方法の如きも含むものというべきである。けだし、決議は予め 限らず、議案の提出方法の如きも含むものというべきである。けだし、決議は予め株主に通知される議案を対象として、その範囲において為されるのであるから、議案の提出のやり方如何が決議の方法を支配するからである。本件において取締役― 名選任の議案を総会で修正して二名選任とすることは、累積投票請求権の成立、行 使を妨げるから、違法であつて許されないから、議案提出の方法、その通知は、招 集手続にも関すると同時に決議の方法にも関するものである。それで本件総会はそ の招集手続、ひいてその決議方法に瑕疵がある。

本件総会の如き事例は、我国では前例がないらしく裁判上も見られないよ 四、

うであるが、学説ではすでに多数濫用問題の一部として論じられて来たものであ る。この問題は、現行商法第二四七条の制定以前から、方法の不公正な決議の瑕疵 として、右法条制定後はこれにより処理し得べきもの、即ち投票買収、反対株主の 参加阻止、真の意図を隠した議事日程の通知など、フエアプレーの精神に反する方 法で決議を成立させた場合が例示的に採り上げられていた。現在は多数決濫用を決 議瑕疵原因と認めるのが通説であるが、仮りにこれを認めない立場からも、右が決 議方法の違法ないし不公正として認めるべき結論には差異がない。

被控訴会社においては、いわゆるA一派と控訴人等は、表面上はいわゆる 授権資本の枠の拡大をめぐつて対立しているのであつて、A一派は現在では特別決 議に要する多数を占め得ないところから新株割当自由の原則(定款に新株引受権の 定なし)を利用して、一挙に絶対多数を制すことが、授権資本拡大の真意である。 右の事情から、本件第二の臨時総会の議案の真の意図は明白で、定款変更の表示を 故意に避け、違法な新株発行を敢行して既成事実を醸成する不法な企図で、決して 単なる株主の意向打診のためのものではなく、右臨時総会は、それ自体開催を禁じ らるべき違法かつ著しき不公正のものである。と述べ

被控訴代理人において、 一、 本件定時総会においては、同一総会で二名以上の取締役の選任がなされる 場合でなかつたから、控訴人等は累積投票を為し得る地位にはなく、しかも総会の 五日前までに請求書面を提出していないから、累積投票を妨げた決議ではない。

昭和三七年七月五日の取締役会において、本件定時総会で取締役一名 (A)の選任提案を為し、日を更めて取締役一名(D)の選任提案することを決議 したことは認める。しかし総会は事実上、取締役会が議案と定め、提出したものの みを通知し審議するもので、その範囲を超えて審議するを得ないから、本件における総会の招集手続、選任決議方法には法令定款に反する点なく、不公正は存しな い。

取締役会は、当面の社会経済事情と会社の業務遂行上の必要とを考慮し 総会において選任すべき取締役の員数を決定することは何等支障なく、本件の 決定も右事情に基いてなされたもので、取締役五名が常に最適であるとする論理は 毛頭存在しない。現に、被控訴会社においては、取締役は、昭和一八年から二三年 までは四名、二四年から二六年までは三名、二七年は四名、二七年から二八年まで は五名、二八年から二九年までは七名であり、当面の事情に応じて決定、選任され 来つたものである。

本件第二の臨時株主総会の決議については、別にその決議不存在又は取消 請求の本訴が提起され(大阪地方裁判所昭和三七年(ワ)第四九六三号事件)、右 決議の有効無効はこれにより決せられる(被控訴会社は行掛り上右臨時総会を開催 し、取締役にDを選任し、株式総数八万株までの発行を決議したが、これは行き過ぎであるから、敢て争わず、欠席判決を受ける予定である)。そして本件定時総会の決議の瑕疵が判定されない以上、これを前提問題とする臨時株主総会の開催許否 は判定せられ得ない。

五、 被控訴会社においては、老朽退廃のEビルデングの大改修が急務で、その 資金調達が必要なるにも拘らず、留任取締役F、Gは退任取締役前代表者Bと結託 して、定款変更を要する増資の特別決議に反対し、その関係者の持株は発行済株式数の三分の一に該当するので、特別決議が出来ず、増資による資金調達は望み得ない結果となり、資金蓄積と非協力役員の排除を考えざるを得ないことになり、内訌 は激烈化している。と述べたほか

原判決事実摘示と同一であるから、これを引用する。

証拠(疏明)として、控訴代理人は疏甲第一ないし一二号証(第七、八号証は各一、二)を提出し、疏乙第一号証の成立を否認し、その余の乙号各証の成立を認め、被控訴代理人は疏乙第一ないし三号証(第二号証は一、二)を提出し、疏甲号 証の成立を認めた。

被控訴会社の昭和三七年八月一〇日開催の定時株主総会(以下本件定時総会と略 称する)において、被控訴人Aが取締役に選任せられ、同月一八日に取締役会において代表取締役に選ばれたことは当事者間に争がないので、先ず右取締役選任の総 会決議につき、取消原因たる法律上の瑕疵があるか否かにつき判断する。被控訴会 社の定款第二四条において、取締役の数は七名以内と定められており、右定時総会 以前の取締役は五名でそのうちA(被控訴人)、D、G(控訴人)の三名が昭和三七年七月三一日に任期満了となつたところ、これを予期した被控訴会社の取締役会 (同年七月五日開催)では、右の後任者補充として本件定時総会では取締役る旨をでは取締役る目を見まれて、日を明確を提案しても、の選任を提案しまれて、日本の自動を株主に通知して、日本の当時をは当事者間に争なく、成立に争のない甲第四には、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の主に、日本の

〈要旨〉ところで右商法の規定する抽象的累積投票請求権は、多数決原理の支配す る株主総会において、多数株主の権</要旨>利行使により少数者の意思が各機会毎に 抑圧され、結局においてすべての取締役の選任権能を多数者に独占されることから 生ずることのある一種の多数者の権利濫用の弊を防止し、いわゆる多数者の横暴を 抑制する手段として、比例代表と同趣旨の制度を導入し、少数株主にその最低限の 権利保障を与えようとするためのものであるから、少数株主が累積投票を請求し得 べき場合に、何等正当の理由なく、右請求の途を塞ぐ手段を講じて右請求の機会を 失わしめることは、右の株主の権利の不法な侵害であつて、それが正当視せられな いことは、具体的に発生した累積投票請求権の行使を妨げた場合と何等径庭のない ものといわねばならない。ところで本件定時総会における提案即ち議案の提出方法は、前記取締役会で決定した議案の通りであつて、それは即ち任期満了取締役三名の後任として取締役二名の選任を決しながら、ことさらにその同時選任を避け、一名宛各別の総会において選任すべきことを定めたものであつて、その理由としては、本文の累積投票請求の機会を失わしめるに在ることは、被控訴会社自らこれを明言 して憚らず、明らかに脱法行為を企図するものであるから、右取締役で決定した議 案、ひいては右議案をそのまま本件定時総会に提出した被控訴会社の提出方法は、 単に不公正というよりもむしろ違法のものというべく、右提案の取締役一名宛の個 別選任方法自体を総会において二名同時選任に修正することは、具体的な累積投票 請求権行使を妨げることになるため許容されないところであるから、右提案はその まま採用するか、拒否するかの二途択一の外ないところ、少数株主として拒否の見 込なきことは明白であるから、結局右提案に基く採決を防止する途なく、かかる提 案方法自体が成立すべき決議の内容を制約するものと考えることができる。固より かような方法で整立した決議は、その内容において、その目的と結果とを通観すれ ばその違法性は認められない訳ではないが、元来累積投票それ自体が決議方法の問題であるから、それよりもむしろ、かような趣旨の決議に導くための決定的手段としての議案提出方法それ自体を広義の採決方法(例えば議案の不当な抱き合せ採決 などと同様に)と解し、その違法性を適法第二四七条に定める決議取消原因の一に 数えることが是認されなければならない。そして右取締役Aの選任決議が取消さる べきものである以上、同人を代表取締役に選任した取締役会決議も無効たるを免れ ないから、被控訴人Aの職務執行停止、その代行者選任を求める控訴人等の被保全 権利は、その余の点を判断するまでもなく右により疏明されたものというべきで、右被控訴人が代表取締役としてさらに第二の株主総会即ち昭和三七年九月八日の臨 時総会の開催を計画、実施に移しつつあることは、当事者間に争なく、右は無権限 者の行為であり、後記の通り正当視できないものであるから、早急に右被控訴人の 職務執行を停止するの必要は優にこれを認めるに足る。よつて被控訴人Aの職務執 行停止、代行者選任の仮処分命令は正当といわねばならない。次に右昭和三七年九 月八日を会日とする臨時株主総会の開催の適否につき検討する。右総会の招集通知 の記載事項が控訴人等主張の通りであることは被控訴人等の明らかに争わないとこ ろであり、右招集通知の記載する会議の目的たる事項のうち、第一号議案たる「取締役一名選任の件(候補者D氏)」とあるのは、前記累積投票回避の違法行為の継

そうすると、本件につき大阪地方裁判所が昭和三七年九月六日に発した仮処分命令を全部取消し、控訴人等の仮処分申請を全部却下したのは相当でないから、これを変更し、右仮処分命令中職務執行停止と代行者選任を命じた部分はこれを認可し、その余の部分のみこれを取消し、右部分の仮処分申請を却下すべく、訴訟費用負担と仮執行宣言につき民事訴訟法第九六条、第九二条、第九三条、第一九六条を適用して、主文の通り判決する。

(裁判長判事 岡垣久晃 判事 宮川種一郎 判事 大野千里)